

2027年度 神戸市放課後児童クラブ(学童保育)入会申込書

(西暦) 年 月 日

神戸市長 あて

「神戸市放課後児童クラブ入会のご案内」を読んだうえで内容に同意し、放課後児童クラブへの入会を下記のとおり申し込みします。
正当な理由なく利用料の滞納が続いた場合は、年度途中で退会する場合があることに同意します。
郵送物が返送された場合は、住民登録および外国人登録情報について確認することに同意します。

※ 入会される児童が複数名いる場合、各申込書に記載する代表の保護者は同一としてください。

入会を希望する児童	フリガナ	(姓)	(名)	生年月日	西暦	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
	児童名前									
	保育園・幼稚園名 (就学前の状況)	☐ 保育園 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ その他			電話					
	入学予定校 または 学校名	小学校			学年 ※利用年度の学年	年生				
	入会を希望する 放課後児童クラブ	☐ 児童館 ☐ 児童館分室 ☐ 学童保育コーナー ☐ 学童保育コーナー分室								
代表の保護者※	フリガナ	(姓)	(名)	電話番号 日中連絡先						
	保護者名前	(姓)	(名)	(電話の種別)	個人携帯 ・ 勤務先					
	郵便番号	-			※勤務先住所ではなく、自宅住所をご記載ください					
	自宅住所	神戸市 区								
	生年月日	西暦	年	月	日	児童との続柄		勤務先		
	入会希望理由	☐ 就労 ☐ 看護・介護 ☐ 疾病 ☐ 産休 ☐ 在学 ☐ その他()								
代表の保護者以外の 同居家族の状況	家族の名前(単身赴任者含む)	児童との 続柄	生年月日		勤務先等 ※児童の世話をすることができない場合は理由を記載					
			西暦							
			年 月 日							
			西暦							
			年 月 日							
			西暦							
		年 月 日								
延長利用	☐ 延長を利用しない(17時まで)		18時または19時までに保護者がお迎えできないときの代理人							
	☐ 18時までの延長を利用する		名 前					児童との続柄		
	☐ 19時までの延長を利用する		電話番号					(種別)	自宅 携帯	勤務先

裏面も忘れずにご記入ください →

(注)以下の欄は記入しないでください。

運営者 確認欄	利用開始予定日	は 西暦	年	月	日	です。
	上記の申し込みについては、入会要件に合致しており、当クラブへの入会に支障はありません。 (上記の利用開始予定日の日付の記入をもって確認)					

◎ この情報は、学童保育事業以外の目的には使用しません。

児童名[]

緊急連絡先（優先順）	1番目	名前		続柄		電話番号	①		
								[自宅・携帯・勤務先]	
								②	
									[自宅・携帯・勤務先]
	2番目	名前		続柄		電話番号	①		
								[自宅・携帯・勤務先]	
							②		
								[自宅・携帯・勤務先]	
3番目	名前		続柄		電話番号	①			
							[自宅・携帯・勤務先]		
							②		
								[自宅・携帯・勤務先]	

神戸市近郊に在住の祖父母の状況			名 前	住 所	電話番号
	父方	祖父			
		祖母			
	母方	祖父			
		祖母			
	神戸市近郊に居住されている場合のみ記入し、同居や該当者なしの時は、空欄のままにしてください。				

児童の健康状態	かかりつけ医		①	②
	アレルギー			
	既 往 症			
	特別支援学級(校)への在籍について		☐ 在籍している	
	障害者手帳を所持している場合の種類		☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳	
	その他健康状態に関する事項			

注意事項

- この申込書は、保護者が次の点に注意してご準備いただき、入会を希望する児童館及び学童保育コーナーに提出してください。
- 「同居家族の状況」欄は、同居の家族全員について記入してください。
- 就労状況を確認するため、保護者全員の就労証明書、または事業経営届を添付してください。
- 入会申込書の記載事項が事実と相違している場合、入会をお断りすることや、途中退会いただく場合があります。
- 入会申し込み後、退会を希望する場合は退会届を提出してください。なお、集中申込期間における次年度継続利用手続きにおいて、入会事由が確認できない場合は当該年度をもって退会となります。

神戸市立放課後児童クラブ(学童保育)入会要件

- 神戸市内に在住する小学生
- 保護者が就労している家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- 昼間、保護者、または祖父母など保護者に準ずる方がいない家庭の児童(保護者に準ずる者がいる場合は入会できません)
- 学校や家から施設に1人で来て1人で帰ることができ、排泄や食事が1人でできる児童

延長利用(17時から18時または19時)の注意

- 保育時間の延長が必要と認められる家庭の児童に限ります。
- 延長終了時刻までに、必ず迎えに来てください。
- 保護者がお迎えできない場合はあらかじめ選任した代理人が来てください。
- 別途延長利用料(月額)が必要です。利用がなくても利用料は発生します。

利用料のお支払い方法は、口座引落とし および 納付書払い がございます。 利用料の減免については、別途申請が必要です。

(児童館・学童保育コーナー保管用)